都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																	
		1．就学援助制度の周知方法																																	
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)											(2)(1)のコの内容	(3)就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(4)(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)								(6)(5)のクの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)						(8)(7)のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月の翌月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
20	20	16	9	2	13	7	3	19	1	2	6	6	0	1	17	0	2	2	4	1	15	0	0	0	0	1	1	5	0	7	13	0	2	2
鳥取県	鳥取市	○			○			○							○				○												○			
鳥取県	米子市	○						○		○					○						○									○	○			
鳥取県	倉吉市	○	○		○	○		○							○				○									○						
鳥取県	境港市	○	○	○	○		○	○							○						○							○		○				
鳥取県	岩美町	○	○					○			○	小・中学校保護者に制度周知案内をする時期に、入学予定の保育所児童の保護者へも案内配布。					○	翌年度分について、申請締め切りを設定し、翌年度当初から援助。以後、随時申請により、認定日以降から援助。			○											○	要保護については、福祉部門と連携を取りながら把握している。準要保護は、学校(修学前は保育所)を通して、全保護者に制度案内を配布。学校で気になる家庭等には申請を促すなど周知を図っている。
鳥取県	若桜町	○			○		○	○							○						○					○	わかさこども園在園中の就学前児童については、こども園経由で申請書の配布、提出をしてもらっている。				○			
鳥取県	智頭町				○			○							○						○													
鳥取県	八頭町	○						○			○	新入学予定者に対し、就学時健診通知に案配文書を同封し、申請希望者は健診時に提出。在校生は同時期に案内文書を配布する。			○				○												○			
鳥取県	三朝町	○			○	○		○							○						○							○			○			
鳥取県	湯梨浜町	○	○		○	○		○							○					○											○			
鳥取県	琴浦町	○	○		○			○			○	こども園等を通して、来年度小学校入学者の保護者に就学援助制度の書類を配布			○						○							○		○	○			
鳥取県	北栄町	○	○		○			○							○						○										○			
鳥取県	日吉津村	○			○	○		○	○		○	就学時検診及び入学説明会にて、事務局職員が書類を配布し説明している。 また、家庭の状況等に変化があった場合に、教育委員会事務局から紹介を行う。					○	要保護は生活保護家庭児童が対象であり、福祉事務所に照会している。準要保護については随時申請を受け付けており、認定されれば申請月の1日から援助を行う。ただし、新1年生を対象とする新入学児童学用品費は、入学年度の4月末までを申請締切としている。			○									○	○			
鳥取県	大山町				○			○							○						○									○	○			
鳥取県	南部町	○	○		○	○		○			○	・児童扶養手当受給者への書類送付時に就学援助制度の案内文書を送付してもらっている。(他課との連携) ・スクールソーシャルワーカーによる提案(就学援助制度担当へのつなぎ)			○						○													○	配布文書にイラストを入れ、親しみやすくしている。小学校及び中学校の入学説明会で保護者に就学援助制度について説明をしている。
鳥取県	伯耆町		○		○			○							○						○													
鳥取県	日南町	○				○		○			○	後期に就学援助制度の書類を配布			○				○											○	○			
鳥取県	日野町		○	○		○									○						○							○						
鳥取県	江府町	○					○	○						○							○										○			

		Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																				
		1．就学援助制度の周知方法																																				
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)											(2)(1)のコの内容	(3)就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)						(4)(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)									(6)(5)のクの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)						(8)(7)のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の連絡時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けて，原則初分から援助	ウ．随時申請を受け付けて，締切を過ぎた申請の場合は申請月の翌月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し，各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず，全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず，全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず，全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
20	20	16	9	2	13	7	3	19	1	2	6	6	0	1	17	0	2	2	4	1	15	0	0	0	0	1	1	5	0	7	13	0	2	2	
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合	○						○		○					○						○									○	○				

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について 2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																								
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について							＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
			ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他		ア. 令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ. 令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ. 令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ. その他										
20	20	17	0	2	0	1	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	12	1	11	6	1	12	7	5	4	0	1	2	2	0	0	0	1	0	1	1		
鳥取県	鳥取市	○								○											○		○			○			○													
鳥取県	米子市	○								○										○			○								○											
鳥取県	倉吉市	○								○										○			○	○		○	○	○													
鳥取県	境港市	○								○											○		○		○	○															
鳥取県	岩美町	○								○											○							○													
鳥取県	若桜町	○								○											○							○													
鳥取県	智頭町	○								○											○					○		○													
鳥取県	八頭町	○								○										○			○									○	新入学予定者に対し、就学時健診通知に案内文書を同封し、申請希望者は健診時に提出。									
鳥取県	三朝町	○								○											○		○			○	○														
鳥取県	湯梨浜町	○								○											○		○	○		○	○		○													
鳥取県	琴浦町	○								○								○					○	○		○		○													
鳥取県	北栄町	○								○											○		○	○		○			○													
鳥取県	日吉津村	○								○											○					○	○					○	就学時検診及び入学説明会にて、事務局職員が書類を配布し説明している。									
鳥取県	大山町	○								○											○					○															
鳥取県	南部町	○								○											○		○	○		○	○														
鳥取県	伯耆町	○								○											○			○		○	○														
鳥取県	日南町	○								○												○	○				○		○												
鳥取県	日野町			○																																○				
鳥取県	江府町			○																																		○	必要性がないため	

| | | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																										
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																										
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																										
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について							＜中学校＞（2）（1）のカの内容	＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）							＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		
20	20	17	0	2	0	1	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	11	1	0	0	1	0	1	1	
鳥取県	鳥取市	○							○											○								
鳥取県	米子市	○							○										○									
鳥取県	倉吉市	○							○										○									
鳥取県	境港市	○							○											○								
鳥取県	岩美町	○							○											○								
鳥取県	若桜町	○							○											○								
鳥取県	智頭町	○							○											○								
鳥取県	八頭町	○							○										○									
鳥取県	三朝町	○							○											○								
鳥取県	湯梨浜町	○							○											○								
鳥取県	琴浦町	○							○								○											
鳥取県	北栄町	○							○											○								
鳥取県	日吉津村					○																						
鳥取県	大山町	○							○											○								
鳥取県	南部町	○							○											○								
鳥取県	伯耆町	○							○											○								
鳥取県	日南町	○							○												○							
鳥取県	日野町			○																				○				
鳥取県	江府町			○																						○	必要性がないため	

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																											
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																											
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について							＜中学校＞（2）（1）のカの内容	＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに〇）						＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		
20	20	17	0	2	0	1	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	11	1	0	0	1	0	1	1		
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合	〇							〇										〇										

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																										
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																										4. 就学援助率
		（1）令和6年度当初における事要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																					（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）			
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われていると認められる者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、給食費等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の要保護認定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
																								倍	倍			
20	20	15	15	14	15	14	15	9	6	13	14	8	6	8	13	5	4	5	0	2	6	14	0	6	0	20
鳥取県	鳥取市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.3				15%未満
鳥取県	米子市															○						1.3				20%未満
鳥取県	倉吉市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			○	1.3		当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖又は家庭事情の変動により、所得が著しく減ったとき又は家庭内の病気等により家庭支出が著しく増えた時等で教育委員会が給付する必要があると認めた者。		15%未満
鳥取県	境港市	○																○			○	1.3		教育長が特に就学援助の必要があると認める者		20%未満
鳥取県	岩美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3				15%未満
鳥取県	若桜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3				5%未満
鳥取県	智頭町	○	○	○	○	○	○			○	○						○				○	1.5		その他、特別な事情があり困っている方であると民生委員が認め、意見書を提出いただいた場合		20%未満
鳥取県	八頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○	1.3		教育委員会が特に必要と認めるもの		20%未満
鳥取県	三朝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○						20%未満
鳥取県	湯梨浜町		○		○		○														○			失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者若しくは給食活動支援機関等の登録者であり、前年の合計所得金額が163万円を超えない者 その他教育委員会が特に必要と認める者		15%未満
鳥取県	琴浦町	○	○	○	○	○	○			○	○				○						○			・その属する世帯の収入額が教育委員会が定める認定基準額に満たない者 ・その他当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖若しくは家庭事情の変動により、所得が著しく減ったとき又は家庭内の病気等により家庭支出が著しく増えたとき等で教育委員会が支給する必要があると認めた者		15%未満
鳥取県	北栄町	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○											15%未満
鳥取県	日吉津村																○			○		1.3				15%未満
鳥取県	大山町																	○				1.3				10%未満
鳥取県	南部町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○				1.3				20%未満
鳥取県	伯耆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5				15%未満
鳥取県	日南町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○											15%未満
鳥取県	日野町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○											10%未満
鳥取県	江府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.5				10%未満

		Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																											
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																											4. 就学援助率
		（1）令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																					（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）				
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、給食費等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の要保護認定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
																								倍	倍				
20	20	15	15	14	15	14	15	9	6	13	14	8	6	8	13	5	4	5	0	2	6	14	0	6	0	20
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合															○						1.3				25%未満

Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について

5. 令和6年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	
20	20	19	1	1	0	0	0	17	17	1	2	19	1	1	0	0	0	18	18	0	0	6	6	6	0	0	0	0	0	0	3	19	15	15	4	4	4	0	0	0	2	3	2	2	1	1	1	0	0	0	1	5	1	1	2	2	2	2	2	0	2	8
鳥取県	鳥取市	○						○	11630			○						○	57060			○	○	20798								○	○	22491																○						○	14000			
鳥取県	米子市	○						○	1年生：11,630、2年～6年生：13,900		5月以降に認定した場合は、その月から月割りで計算。	○						○	54,060円													○			○	27000	26748																									
鳥取県	倉吉市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0							実績なし	○	○	16641																												
鳥取県	境港市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	22006																												
鳥取県	岩美町	○						○	11630			○						○	57060													○	○	22071																		○			○	14000	12428				
鳥取県	若桜町	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	0				R5実績なし	○			○	11000	0			R5実績なし										
鳥取県	智頭町	○						○	11630			○						○	57060			○	○	0							対象者なし	○			○	22690	22690																								
鳥取県	八頭町	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	22690																								
鳥取県	三朝町	○						○	11630			○						○	57060													○	○	32250							R6支給額											○						○	14000		オンライン授業等実施の場合に支給	
鳥取県	湯梨浜町	○						○	11630			○						○	57060													○	○	26243																		○			○	14000	4452			一部の学校の2年生以上で実施。支給世帯の平均額	通学用品費は第1学年を除く。PTA会費は世帯単位で支給。オンライン学習通信費は世帯単位で支給。（一部の学校で支給。）各費目において、中途認定、取消者を含んだ平均支給額。
鳥取県	琴浦町	○						○	※		1年11,630円、2～6年13,900円	○						○	57,060円													○	○	20,338円										○	○	507円															・学用品費と通学用品費をあわせて定額で支給する。
鳥取県	北栄町	○						○	11630			○						○	57060													○	○	23125																											「学校給食費」の支給額は195円／1食として、毎月の給食費から減額して請求している。
鳥取県	日吉津村	○						○	13770			○						○	54060													○	○	20000																											
鳥取県	大山町	○						○	11630			○						○	57060													○	○	10512																											
鳥取県	南部町	○								○		○						○	57060													○	○	20682										○	○	1275								○	○	1708						・学用品費については、小学校1～3年の全児童に学用品を現物支給し、小学校4～6年生は就学援助の児童に一定額（11,630円）を支給している。 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は、交通費・見学料のみを対象としていて、校外活動費（宿泊を伴うもの）は、令和5年度は実績がなかった。 ・オンライン学習通信費は、タブレット端末を持ち帰って使用する場合のみ支給することとし、1,000円／月とした。
鳥取県	伯耆町	○	○	11630								○	○	54060								○	○	0								○	○	33947																											令和6年度予算に計上した単価
鳥取県	日南町	○						○	11630			○						○	57060			○	○	0							バス無償化	○	○	17950																											
鳥取県	日野町	○						○	11630			○						○	57060													○	○	27486																											
鳥取県	江府町	○						○	13900			○						○	47060			○	○	36000								○	○	18119																											給食費については令和4年度から無償化にしたためゼロ円とした

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について
		5. 令和6年度準要保護就学援助額
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| | | (1)費目毎の援助額 | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |